

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001 平成30年08月01日	京都働き方改革実践企業の魅力発信事業	7,400,000	産業観光局産業企画室	「京都働き方改革実践企業の魅力発信事業」に係る業務委託共同体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002 平成30年04月01日	「京都中小企業担い手確保・定着支援事業」の業務委託（平成30年度）	62,298,007	産業観光局産業企画室	京都市わかもの就職支援センター事務局共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003 平成30年04月24日	平成30年度観光関連産業安定雇用促進事業（宿泊業，飲食サービス業等の安定雇用促進支援事業）	19,365,000	産業観光局産業企画室	公益財団法人京都中小企業振興センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004 平成30年05月07日	平成30年度観光関連産業安定雇用促進事業（首都圏をはじめとする求職者に対する中小企業の魅力発信事業）	11,091,597	産業観光局産業企画室	株式会社学情	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005 平成30年04月01日	平成30年度 京の食文化ミュージアム・あじわい館運営委託業務	28,487,160	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社リーフ・パブリケーショーンズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
006 平成30年04月02日	平成30年度 「食の拠点機能充実事業」委託業務	12,600,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	京都市中央卸売市場協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
007 平成30年04月18日	京都市中央卸売市場第一市場施設整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務	101,595,600	産業観光局中央卸売市場第一市場	公益財団法人京都埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
008 平成30年06月28日	京都市下京区中堂寺北町ほかに係る土地調査，地図訂正及び地積更正等登記並びに敷地境界画定等業務	5,940,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009 平成30年06月29日	平成30年度京都市中央市場施設整備基本計画推進支援及び業務継続計画等推進支援業務	29,991,600	産業観光局中央卸売市場第一市場	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010 平成30年07月05日	平成30年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託業務	6,746,543	産業観光局中央卸売市場第一市場	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
011 平成30年08月29日	京都市中央卸売市場第一市場 旧塩干仲卸店舗シャッター調査等業務委託	27,972,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社山京	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
012 平成30年04月01日	動物性固形廃棄物等の破砕及び箱詰込業務（中央卸売市場第二市場）	6,500,000	産業観光局中央卸売市場第二市場業務課	特定非営利活動法人京都高齢者福祉事業団	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
013 平成30年06月25日	ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託	12,349,108	産業観光局中央卸売市場第二市場業務課	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
014 平成30年08月01日	平成30年度「京の商人育成塾」実施業務委託	5,799,600	産業観光局商工部商業振興課	株式会社ツナグム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
015 平成30年04月01日	平成30年度京都市勲業館常設展示場（京都伝統産業ふれあい館）運営委託	24,000,000	産業観光局商工部伝統産業課	公益財団法人京都伝統産業交流センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
016 平成30年04月01日	京都伝統産業ふれあい館を核とした新たな伝統産業振興事業	20,000,000	産業観光局商工部伝統産業課	公益財団法人京都伝統産業交流センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
017	平成30年04月01日	平成30年度京都市海外情報拠点運営業務について（業務委託）	36,485,000	産業観光局観光MICE推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	平成30年04月01日	京都市隠れた名所の活用等による観光地分散化事業について（業務委託）	20,000,000	産業観光局観光MICE推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
019	平成30年04月01日	平成30年度海外メディア取材支援事業について（業務委託）	32,142,000	産業観光局観光MICE推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020	平成30年04月02日	京都観光総合調査について（委託）	13,749,436	産業観光局観光MICE推進室	株式会社エム・アールビジネス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
021	平成30年04月01日	平成30年度「京都市認定通訳ガイド育成及び活躍支援事業」について（委託）	18,200,000	産業観光局観光MICE推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
022	平成30年04月01日	グローバルMICE都市としてのマーケティング戦略推進事業について	6,500,000	産業観光局観光MICE推進室	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
023	平成30年04月01日	京都市河原町三条観光情報コーナー業務委託	6,300,000	産業観光局観光MICE推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
024	平成30年04月01日	京都観光サポーター制度企画・運営業務	5,400,000	産業観光局観光MICE推進室	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
025	平成30年04月02日	観光案内標識設置事業に関する業務について	4,957,200	産業観光局観光MICE推進室	株式会社空間創研	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	平成30年04月01日	平成30年度京都市農林業地域活性化促進事業の委託	11,124,000	産業観光局農林振興室農政企画課	公益財団法人きょうと京北ふるさと公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
027	平成30年04月01日	平成30年度総合獣害対策事業有害鳥獣捕獲業務委託	10,970,100	産業観光局農林振興室林業振興課	一般社団法人京都府猟友会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
028	平成30年04月01日	平成30年度山村都市交流の森エリア維持管理業務委託	21,297,600	産業観光局農林振興室林業振興課	公益社団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
029	平成30年04月02日	平成30年度京都市東山地域イノシシ捕獲業務委託	5,366,520	産業観光局農林振興室林業振興課	株式会社野生動物保護管理事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
030	平成30年06月25日	上賀茂地域シカ防除ネット緊急設置業務委託	17,788,270	産業観光局農林振興室林業振興課	一般社団法人京都森林整備隊	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
031	平成30年07月31日	平成30年度チマキザサ再生事業委託	7,888,320	産業観光局農林振興室林業振興課	公益社団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
032	平成30年09月04日	平成30年度総合獣害対策事業ニホンザル（京都A群）捕獲等管理業務委託	7,313,000	産業観光局農林振興室林業振興課	株式会社野生動物保護管理事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
033	平成30年09月04日	平成30年度総合獣害対策事業久多ニホンザル（京都D群）捕獲等管理業務委託	6,403,000	産業観光局農林振興室 林業振興課	株式会社野生動物保護管理事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
034	平成30年08月13日	平成30年7月災害復旧工事測量設計業務委託	2,970,000	産業観光局京北農林業 振興センター	株式会社設計京北	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
035	平成30年04月01日	京都高度技術研究所ビル建築設備総合管理委託	45,792,672	産業観光局新産業振興 室	京都市サーチパーク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
036	平成30年04月18日	P C B廃棄物処分委託	29,156,802	産業観光局新産業振興 室	中間貯蔵・環境安全事業株式会 社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
037	平成30年04月01日	平成30年度新事業創出型事業施設等活用推進事業 （入居者支援人材配置）業務委託	22,512,000	産業観光局新産業振興 室	公益財団法人京都高度技術研究 所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
038	平成30年04月01日	京都大学イノベーションプラザを拠点とした地域科学振興事業に関する 業務委託	18,290,000	産業観光局新産業振興 室	公益財団法人京都高度技術研究 所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
039	平成30年04月01日	「地域産学官共同研究拠点事業（バイオ計測プロジェクト）」に関する 業務	50,325,000	産業観光局新産業振興 室	地方独立行政法人京都市産業技 術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
040	平成30年04月01日	「京都市ライフィノベーション推進戦略事業」に関する業務	5,619,000	産業観光局新産業振興 室	公益財団法人京都高度技術研究 所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
041	平成30年04月01日	「京都市ライフィノベーション創出支援事業」に関する業務	24,120,000	産業観光局新産業振興 室	公益財団法人京都高度技術研究 所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
042	平成30年04月01日	「京都大学国際科学イノベーション拠点における産学公連携支援拠点事 業」に関する業務	9,795,000	産業観光局新産業振興 室	公益財団法人京都高度技術研究 所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
043	平成30年04月01日	「ライフサイエンスベンチャー創出支援事業」に関する業務	10,500,000	産業観光局新産業振興 室	公益財団法人京都高度技術研究 所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
044	平成30年04月01日	「次世代医療ICT新事業創出推進事業」に関する業務	10,000,000	産業観光局新産業振興 室	公益財団法人京都高度技術研究 所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
045	平成30年04月01日	平成30年度京都市グリーン産業振興ビジョン推進事業に係る業務委託	7,553,000	産業観光局新産業振興 室	公益財団法人京都高度技術研究 所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
046	平成30年04月01日	地域産学官共同研究拠点事業（先端光加工プロジェクト）に関する業務 について	33,700,000	産業観光局新産業振興 室	次世代レーザープロセッシング 技術研究組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
047	平成30年04月01日	地域科学技術実証拠点を活用した新事業創出推進業務の委託について	7,000,000	産業観光局新産業振興 室	国立大学法人 京都工芸繊維大学	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
048	平成30年09月28日	京都市中央卸売市場第一市場 仮設鮮魚せり場鳥害調査対策業務	9,936,000	産業観光局中央卸売市 場第一市場	株式会社橋本工業	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都働き方改革実践企業の魅力発信事業
- 2 担当所属名  
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日  
平成30年8月1日
- 4 履行期間  
平成30年8月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地  
「京都働き方改革実践企業の魅力発信事業」に係る業務委託共同企業体
- 6 契約金額（税込み）  
7,400,000円
- 7 契約内容  
「WEBサイト「京のまち企業訪問」のリ・デザイン及び働き方改革自己診断システム等の追加改修」,  
「働き方改革実践企業の魅力発信制度の普及啓発」,「本制度活用に係る中小企業への戦略的営業活動」及び「制度の管理・運用」等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、情報システム開発やイベント、企画、調査、デザイン、事務のアウトソーシングなど、契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容に顕著な差異が現れるものであって、契約の相手方によって履行内容が異なるものであるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なものである。  
そのため、公募型プロポーザル方式を採用したうえで、事業者の企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、事業者の運営力や企画・営業及び実績、見積額及びその他を評価することで、契約の相手方の選定を行った。  
なお、評価基準及び採点表の作成に当たっては、プロポーザル等実施手続きガイドラインにおける産業観光局の運用基準に基づき、外部有識者（京都商工会議所及び京都経営者協会）の意見を聴取するとともに、選定に当たっての意見は不要との意見を頂戴している。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

事業の特性を的確に捉えた企画提案書であり、本業務の実施者として十分な能力を持つ業者であると判断したため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

「京都中小企業担い手確保・定着支援事業」の業務委託(平成30年度)

### 2 担当所属名

産業観光局産業企画室

### 3 契約締結日

平成30年4月1日

### 4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区烏丸通七条下ルニッセイ京都駅前ビル7階  
京都市わかもの就職支援センター事務局共同企業体

### 6 契約金額(税込み)

62,298,007円

### 7 契約内容

京都市内の中小企業の成長に資する担い手確保・定着を支援することを目的に、低年次生を含む在学学生や既卒者等の求職者に対するマッチング支援や市内中小企業の魅力発信等を行うとともに、個別カウンセリングや大学への出張セミナー等を通じて多様な選択肢を描ける担い手を育成する。また、ブラックバイトの根絶のため、ブラックバイトに係る周知、啓発、相談を行う。

### 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

学生等と市内中小企業とをつなぐための効率的・効果的なマッチング支援及びWEBサイト等による中小企業情報の魅力発信プログラムの考案、就職や職業観の醸成を図るカウンセリング・セミナーの実施等、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が上記5の1者であった。学生等と市内中小企業のマッチング支援やWEBサイト等による中小企業情報の魅力発信等についての企画提案内容を評価した結果、あらかじめ設定していた基準を超えるものであったため、委託先として選定した。

### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

平成30年度観光関連産業安定雇用促進事業（宿泊業、飲食サービス業等の安定雇用促進支援事業）

### 2 担当所属名

産業観光局産業企画室

### 3 契約締結日

平成30年4月24日

### 4 履行期間

平成30年4月24日から平成31年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区蛸薬師通室町下る山伏山町540番地丸池藤井ビル5階  
公益財団法人 京都中小企業振興センター

### 6 契約金額（税込み）

19,365,000円

### 7 契約内容

京都市内の観光関連産業の事業所を対象に、雇用改善や正規雇用化に資する経営者・人事担当者向けのセミナーや、生産性向上に向けた専門家による相談支援、従業員に対する外国人等への接客マナー及び複数の業務を担える能力等の向上など、業態や規模に応じたセミオーダー型のセミナーを事業所等で実施することで、雇用環境の改善や従業員の正規雇用の拡大など事業者の安定雇用に向けた取組を促進し、支援する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業を活用する観光関連産業事業者の効率的・効果的な掘り起し、事業所への適切な専門家派遣の可否、効果的な従業員向けセミナーの開催能力等、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が上記5の1者であった。専門家派遣による相談事業が有用なものとなっているか、セミナーが従業員の能力向上に繋がるか、企業への効果的な周知は可能かなどについて、企画提案内容を評価した結果、あらかじめ設定してい

た基準を超えるものであったため、委託先として選定した。

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

平成30年度観光関連産業安定雇用促進事業（首都圏をはじめとする求職者に対する中小企業の魅力発信事業）

### 2 担当所属名

産業観光局産業企画室

### 3 契約締結日

平成30年5月7日

### 4 履行期間

平成30年5月7日から平成31年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区梅田2丁目5番10号  
株式会社 学情

### 6 契約金額（税込み）

11,091,597円

### 7 契約内容

正規雇用による担い手の確保・定着を目的に、首都圏等在住の若年者に対し、取材の手法を活用し、京都市内の優れた観光関連産業の事業所に直接触れる機会を提供することで企業の魅力を発掘するとともに、この活動の中で得られた「求職者目線」での企業の魅力情報をWEBサイトや魅力発信情報誌等を通じて首都圏をはじめとする若年求職者に広く発信する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業に参加する首都圏等の若年者及び市内の観光関連産業事業者の効率的・効果的な掘り起し、成果報告会やWEBサイト等による企業情報の魅力発信等、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が1者であった。選定委員会において、若者への宣伝・周知方法や取材先企業開拓手法、取材結果の発信手法等についての企画提案内容を評価した結果、あらかじめ設定していた基準を超えるものであったため、委託先として選定した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度 京の食文化ミュージアム・あじわい館運営委託業務
- 2 担当所属名  
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町592番地 メディナ烏丸御池4階  
株式会社リーフ・パブリケーションズ
- 6 契約金額（税込み）  
28,487,160円

### 7 契約内容

市民及び観光客等に京都の食文化や食材に接する機会を提供し、市場に対する理解を深めていただくことを目的とした、「京の食文化ミュージアム・あじわい館」を設置しており、その企画や運営のための業務を行う。

（業務内容）

項目	業務内容
料理教室事業	・料理教室の企画、運営（年間100回程度） ・協力団体等との調整 ・概算費の算出、収益面の検討 等
講演会事業	・講演会等の企画、運営（年間10回程度） ・協力団体等との調整 ・概算費の算出、収益面の検討 等
小学校出前板さん事業	・小学校向けの魚・野菜料理教室の企画、運営（年間13回程度）
展示事業	・展示基本計画の策定 ・展示内容の企画、運営 ・だしの飲み比べ等の体験事業等の企画、実施 ・地域商品の展示、販売に係る企画、実施 ・協力団体等との調整 ・概算費の算出、収益面の検討 等

イベント関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種イベント（水産物関連，包括連携協定大学とのイベント，夏休み宿題応援ウィーク，市場アニバーサリー，キッズデー）の企画，実施</li> <li>・試食会や体験会の企画，実施</li> <li>・健康長寿，日本型食生活に関する PR 事業の企画，実施</li> <li>・協力団体等との調整</li> <li>・概算費の算出，収益面の検討 等</li> </ul>
市場見学事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あじわい館見学と連携した市場見学会の企画，実施（市民向け，子ども向け，学校向け，観光客向け等）</li> <li>・協力団体等との調整</li> <li>・概算費の算出，収益面の検討 等</li> </ul>
あじわい館メール会員事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あじわい館メール会員制度の運営</li> <li>・あじわい館メール会員への事業の案内等のメールマガジン，フェイスブック等での情報発信</li> </ul>
食の海援隊・陸援隊会員事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の海援隊・陸援隊会員制度の運営</li> <li>・会員募集に係る事務</li> <li>・会員向け会報の企画，作成，発送（年 5 回発行程度）</li> <li>・会員向け事業の企画，実施</li> </ul>
あじわい館事務局運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局運営（人件費，事務・備品費等）</li> <li>・関係団体との協議，資料作成及び会議への出席 等</li> </ul>
あじわい館及びあじわい館事業の PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告宣伝費（月刊誌 Leaf 及び WebLeaf への掲載，其他媒体広告，SNS，チラシ作成等）</li> <li>・PR グッズの作成</li> <li>・物販整備</li> <li>・出張あじわい館連携</li> <li>・京の食文化映像字幕作成（外国人対応等）</li> <li>・広報活動の実施 等</li> </ul>
成果物の作成・提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書冊子 5 部</li> <li>・収支決算報告書 5 部</li> <li>・上記報告書の CD-R 等によるデータ</li> <li>・その他発注者が必要とする書類等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営計画策定業務</li> <li>・施設運営体制，施設維持管理，展示又は調理実習室設備管理や施設備品メンテナンス等</li> <li>・運営規定の検討（調理実習室使用，料理教室運営等）</li> <li>・集客方策の検討，集客予測シミュレーション，又はそれに伴う経費支出シミュレーションの検討</li> <li>・市場の実施事業との連携（食彩市，市場まつり等）</li> <li>・調理実習室，試食室の有効利用の検討</li> <li>・調理実習室，試食室の貸出における事務</li> <li>・調理実習室，試飲室の貸出使用料における公金収納事務及び使用料徴収にかかる納付書の発行事務等</li> <li>・貴社独自のアイデア，集客方策，増収策</li> <li>・その他目的を達成するために必要な事業の企画</li> </ul>

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

運営の委託に関しては、価格以外に、京の食文化に精通しており、その普及啓発を行える能力、京都市中央市場に関する知識と理解、あじわい館の運営協力組合・団体や料理教室の講師等とのネットワークを有し円滑な調整・事業運営を行える能力、市場活性化の取組についての知識の深度などを考慮する必要があるため、一定基準を満たす業者に対し、業務の遂行方法について、企画提案書の提出を求め、審査のうえ最良な企画提案書を提出した業者を随意契約の相手方とする、公募型プロポーザル方式を採用した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり、プロポーザルを行い委託先を選定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度「食の拠点機能充実事業」委託業務
- 2 担当所属名  
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日  
平成30年4月2日
- 4 履行期間  
平成30年4月2日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区朱雀分木町80番地  
京都市中央卸売市場協会
- 6 契約金額（税込み）  
12,600,000円
- 7 契約内容
  - (1) 食の拠点機能充実事業に係る各種調整・広報業務の実施及びプロジェクト会議の運営
  - (2) 市民を対象とした事業の実施
    - ア 鍋まつり（1回）
    - イ 京都市中央市場市民感謝デー「食彩市」（9回）及び「繁盛市」（3回）
  - (3) 事業報告書の作成
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

市民に食に関する情報を発信し、生産者と消費者を繋げる活動や、市場を開放し、本市場の役割や魅力を伝える取組を強化するためには、以下の条件を満たすものに事業を委託する必要がある。

  - ・食品流通についての知識や経験、本市場に集まる食材についての知識が豊富
  - ・本市場に出荷している生産者及び供給先である消費者の双方に精通
  - ・関係業界・機関との調整を円滑に行うことができる

しかし、一般競争入札では、本市場についての知識及び関係機関・業界との調整能力を判断することはできず、契約の内容及び性質が適しない。

また、事業実施に当たっては、市場内の卸売業者、仲卸業者及び小売業者等の団体の協力が不可欠であり、委託契約を締結するに当たり、本市場についての知識及び関係機関・業界との調整能力を一般競争入札の際に判断することはできず、契約の内容及び性質が一般競争入札に適さないため、随意契約とする。

## 9 根拠法令

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

同協会は、本市場をはじめ、卸売市場を取り巻く環境や集まる食材についての知識が豊富な人材を広範囲に揃えることができ、本市場の役割や魅力、食材の入荷状況や価格の変動等の独自の情報を市民へ発信することが可能であるとともに、同協会の構成団体である卸売業者が出荷元である生産者と密接な関係を持っていること、同じく構成団体である仲卸業者及び小売業者が日々の業務の中で消費者のニーズを把握していることから、生産者及び消費者双方に深く精通しており、目的に沿った円滑な事業実施ができる。

さらに、同協会の規約では「京都市中央卸売市場第一市場における生鮮流通環境の様々な変化に対応しつつ、京の食文化の発展に資すること。そのために、会員各々が緊密な連携と協調の下に活動を行い、業務運営の円滑化を図ること」と明記しており、これは本事業の趣旨と一致し、本市が目指す方向性と同じである。

本事業の実施に当たっては、市場内の卸売業者、仲卸業者及び小売業者等の団体の協力が不可欠であり、すべてを統括しているものは、同協会だけであるため、京都市中央卸売市場協会に事業を委託する。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市中央卸売市場第一市場施設整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務
- 2 担当所属名  
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日  
平成30年4月18日
- 4 履行期間  
平成30年4月20日から平成31年12月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1  
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）  
101,595,600円
- 7 契約内容  
京都市中央卸売市場第一市場における市場整備事業に際し、埋蔵文化財の発掘調査が必要となるため、当該調査及び報告書作成等の業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市の埋蔵文化財の特性及び歴史に関する専門的な知識が必要であることから、①市内で継続して発掘調査を実施していること、②履行に必要な人員・機材等を保有していること、③契約締結の意向があることが履行とする者に必要な条件となる。  
そのため、条件①の該当者（本市文化市民局文化財保護課の確認による）である3者全員に対し、条件②及び③について確認したところ、すべての条件を満たす者が受託者のみであったことから随意契約とする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市下京区中堂寺北町ほかに係る土地調査，地図訂正及び地積更正等登記並びに敷地境界画定等業務

### 2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

### 3 契約締結日

平成30年6月28日

### 4 履行期間

平成30年6月28日から平成31年3月29日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 6 契約金額（税込み）

5,940,000円

### 7 契約内容

京都市中央卸売市場第一市場は平成27年3月に策定された施設整備基本計画に基づき，市場施設再整備を実施しているところであるが，市場敷地のうち一部の敷地について境界線確定及び登記変更されていない箇所が存在している。市場施設再整備を進めるためには，迅速かつ正確に市場敷地の本市所有への変更を行う必要があるため，京都市下京区中堂寺北町ほかに係る土地調査，地図訂正及び地積更正等登記並びに敷地境界画定等を業務委託する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

上記目的を達成するためには，登記変更等に必要な土地家屋調査等の専門知識を有していること，かつ本市所有敷地への変更をそれぞれの再整備工事に間に合わせる必要がある。以上から，その目的が競争入札により価格のみで業者を決定することに適さない。

公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下，「協会」という。）は，社員である土地家屋調査士及び同調査士法人がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として，土地家屋調査士法第63条を根拠に設立された法人である。

同法を根拠に設立された法人は京都市域においては協会のみであり，協会は，これまでから京都府，府内各地方公共団体及び本市の不動産表示登記等業務の委託先として相当の実績があり，信頼性が高く，円滑な業務遂行が期待できる。

また，土地家屋調査士を営む個人に委託した場合には，事故等により業務の遂行に支障をきたす恐れがあるが，本協会は多数の土地家屋調査士が所属しているため，安全な業務の遂行が可能であ

る。

なお、報酬単価は京都府下で統一して定められているため、価格競争性はない（公共嘱託登記土地家屋調査士協会が標準報酬額を定めている）。

以上のことから、協会の設立目的の公共性及び本業務の遂行の確実性を鑑み、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2の2（1）のAに該当するものとして、協会に業務委託するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市中央市場施設整備基本計画推進支援及び業務継続計画等推進支援業務
- 2 担当所属名  
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日  
平成30年6月29日
- 4 履行期間  
平成30年6月30日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区梅田2丁目5番25号  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 大阪
- 6 契約金額（税込み）  
29,991,600円

### 7 契約内容

本業務は、①新青果棟整備基本コンセプトの取りまとめ及び新水産棟見学者通路基本計画の策定に係る支援業務を軸とした、各種設計・工事に関する施設整備計画の進捗管理、②整備完了後の施設運用に係る衛生管理方法、情報システム導入等の市場機能向上に関する検討、③大規模災害による被災を見据えた業務継続計画等の推進、④中央卸売市場施設整備実施計画書の更新など、京都市中央市場施設整備基本計画（以下「基本計画」という。平成27年3月策定）の円滑な推進を支援するものである。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を遂行するに当たっては、京都市中央卸売市場第一市場施設整備基本構想（以下「基本構想」という。平成26年3月策定）策定時から平成29年度末までに至る場内事業者との協議及び施設整備の方向性の検討等に係る経過を把握すること、さらには、協議の場への参加等を通じて場内事業者からの信頼を得ることが強く求められ、主として価格以外の要素に基づき契約相手を選定する必要がある。

これまで、基本構想策定業務（平成25年度）、基本計画策定業務（平成26年度）、基本計画推進業務（平成27年度）について、公募型プロポーザルによる受託業者の選定を行ってきたものの、いずれの業務も同一の団体が受託しており、基本計画推進業務については、平成28年度及び平成29年度も同一の団体と随意契約を締結している。このように、前段に記載する能力及び経験等を有する団体は、本団体以外には存在せず、本件に係る契約は競争入札には適さないため、随意契約を締結した。

## 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社は、地方卸売市場や中央卸売市場などの先進的な整備事業に参画し、施設整備計画の策定・推進、市場経営の改善及び民間活力の導入のほか、災害時の業務継続計画の策定において、幅広い実績を有している。

同社は、本市場における基本構想策定業務、基本計画策定業務、基本計画推進業務及び業務継続計画等推進業務の受託者として、これまで計70回を越える場内会議の企画・運営に携わり、同会議への出席を通じて場内事業者と開設者間の調整役を担うなど大きな役割を果たしてきた。

また、同社は、平成28年度から平成37年度までの経営展望である京都市中央卸売市場第一市場マスタープラン（平成28年3月策定）の策定にも携わっており、ハードとソフトの両面から、本市場が目指すべき将来像に係る理解も十分である。

これらのことから、同社は、平成26年3月の基本構想策定時から平成29年度末までに至る場内事業者との協議及び施設整備の方向性の検討等に係る経過を把握し、また、協議の場への参加等を通じて場内事業者から強い信頼を得ている唯一の団体であると認められるため、本業務の委託先として選定した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託業務
- 2 担当所属名  
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日  
平成30年7月5日
- 4 履行期間  
平成30年7月5日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24号  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,746,543円
- 7 契約内容  
中央卸売市場第一市場で保管する安定器などの高濃度PCB汚染物の処理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
中央卸売市場第一市場で保管する安定器などの高濃度PCB汚染物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、定められた期限内に処理する必要があり、当該汚染物を処理できるのは、国内で当該事業者のみであるため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市中央卸売市場第一市場 旧塩干仲卸店舗シャッター調査等業務委託
- 2 担当所属名  
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日  
平成30年8月29日
- 4 履行期間  
平成30年8月30日から平成30年9月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区南寝小屋町33番地  
株式会社山京
- 6 契約金額（税込み）  
27,972,000円
- 7 契約内容  
旧塩干仲卸店舗のシャッターについて、仮設店舗として鮮魚仲卸業者が使用する際に正常稼動するよう、全数調査及び修繕を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件店舗に係る改修工事のうち、既存シャッターに関しては、①部品交換のない可動部分の調整及び②鍵の交換のみを実施する内容で、競争入札のうえ、平成30年3月に改修工事の請負契約を締結していた。  
しかしながら、平成30年3月末に完成した仮設塩干仲卸店舗の引き渡し後、塩干仲卸業者からシャッターや鍵の開け閉めなどについて多くの不具合報告などが寄せられ、修繕などの対応を行った。  
このため、本件店舗については、このような不具合を生じさせないよう、本件店舗の改修設計の段階で対策を反映させておく必要があったが、上記のとおり塩干仲卸業者から苦情が寄せられた時点で既に改修工事の請負契約を締結しており、事前に対策を講じることが出来なかった。  
このため、本業務の遂行に当たっては、改修工事の請負業者に委託することで、既にある仮囲いや仮設電気などを活用することができ、競争入札に付するよりも、著しく有利な価格で契約を締結する見込みがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定に基づき随意（契約）で行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

10 契約の相手方の選定理由

株式会社山京は、本件店舗を含む旧塩干売場全体の改修工事を請け負っており、施設の状況を十分に把握したうえでの受託業務の実施が見込まれる。

このため、同社は本業務を一般競争入札に付するよりも著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあったが、同社以外に参考見積もりを複数徴収したところ、いずれも同社の提示金額よりも2割以上割高な見積額であったため、同社を本業務の委託先として選定する。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
動物性固形廃棄物等の破砕及び箱詰込業務（中央卸売市場第二市場）
- 2 担当所属名  
産業観光局中央卸売市場第二市場業務課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地  
特定非営利活動法人京都高齢者福祉事業団
- 6 契約金額（税込み）  
6,500,000円
- 7 契約内容  
第二市場において排出される動物性固形廃棄物等（動物系固形不要物、感染性廃棄物、胎糞、ロ  
ープ、鼻かん、タグ、紙類）の指定容器への積込み及び運搬業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
競争入札に付したが、応札者がなく不調となったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由  
競争入札不調に伴う3社の見積り合わせによる。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託
- 2 担当所属名  
産業観光局中央卸売市場第二市場業務課
- 3 契約締結日  
平成30年6月25日
- 4 履行期間  
平成30年6月25日から平成30年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
12,349,108円
- 7 契約内容  
第二市場が保有しているポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物（蛍光灯安定器）について、環境省から本市に対して平成32年度中の処理指示があったことに伴い、再整備完了前の2箇年度で処理を行うもの（1箇年度分は、平成28年度に処理済み。）。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件で処理するPCB廃棄物（蛍光灯安定器）が、高濃度PCB廃棄物に分類され、その処分に特別な技術等が必要であることから、環境省において本件相手方による処分を指示されており、他に処理可能な事業者及び施設が存在しないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
法令等による指定処分施設のため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度「京の商人育成塾」実施業務委託
- 2 担当所属名  
産業観光局商工部商業振興課
- 3 契約締結日  
平成30年8月1日
- 4 履行期間  
委託契約締結の日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区福大明神町128番地  
株式会社ツナグム
- 6 契約金額（税込み）  
5,799,600円
- 7 契約内容  
新規事業者の成長を支援し、魅力的な店舗の開業を促すとともに、起業しやすい環境づくりを推進するため、専門家等による基本講習や市内商業施設におけるトライアル販売、ネットワークサロン（交流会）の実施に加え、専門相談や支援機関への紹介など受講生のフォローアップに取り組む。  
また、ホームページやSNSを開設し、関係者等が有するネットワークの活用等を通じて、情報発信を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
事業者を支援し店舗開業を促進するとともに、起業しやすい環境づくりを推進するため、学習効果の高い基本講習・トライアル販売等の実施や、様々な業界で活躍する起業家等とのネットワークを構築する仕組みづくりなど、価格以外の要素で業者を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザル方式により受託候補者を募集したところ、応募者が4者であった。選定委員会において、基本講習・トライアル販売等の実施や、受講生募集をはじめとする効果的な情報発信などに関する企画提案内容、並びに業務履行能力について応募者ヒアリング（プレゼンテーション）審査を行った結果、本事業者は当該事業の特性を的確に捉えており、実施者として十分な能力を持つ者であると判断されたため、委託先として選定した。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市勸業館常設展示場（京都伝統産業ふれあい館）運営委託
- 2 担当所属名  
産業観光局商工部伝統産業課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1京都市勸業館内  
公益財団法人京都伝統産業交流センター
- 6 契約金額（税込み）  
24,000,000円
- 7 契約内容
  - (1) 京都の伝統産業製品の展示及び紹介・解説業務に関する事
  - (2) ギャラリーの展示及びイベントルームの催事等に関する事
  - (3) 京都の伝統産業の普及啓発（体験等）に関する事
  - (4) 京都の伝統産業製品の提供事業に関する事
  - (5) 図書室の運営に関する事
  - (6) 広報宣伝及び広聴に関する事
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、ふれあい館業務に関し、甲及び乙が必要と認める事項
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都伝統産業ふれあい館は、京都の伝統産業製品を一堂に集め、市民や観光客にその魅力を発信する伝統産業の拠点施設である。

公益財団法人京都伝統産業交流センターは、京都の伝統産業関連74団体を構成員とする、京都で唯一の業種横断的な組織であり、京都伝統産業ふれあい館設立当初から運営を行うなど、伝統産業に対する幅広い知識や展示・広報などのノウハウを有している。

京都伝統産業ふれあい館の運営については、伝統産業に対する深い理解、伝統産業振興事業の実施経験のほか、伝統産業の関係業界とのネットワークを活用し事業の遂行を行う必要性がある。

また、ネットワークの活用によって効果的・効率的な事業の遂行が見込まれるため、同財団と京都伝統産業ふれあい館の運営委託に係る随意契約を締結する。

（随意契約ガイドライン 2（1）ウ）

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都伝統産業ふれあい館を核とした新たな伝統産業振興事業
- 2 担当所属名  
産業観光局商工部伝統産業課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1京都市勸業館内  
公益財団法人京都伝統産業交流センター
- 6 契約金額（税込み）  
20,000,000円
- 7 契約内容  
京都伝統産業ふれあい館において、観光との連携やビジネスの視点を取り入れながら、若手職人等による異業種交流や、工房訪問事業の充実など、ふれあい館を核にして、伝統産業の更なる活性化を推進すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
伝統産業製品の長期的な需要の低迷が続く中、ふれあい館には、普及・啓発に加え、業界内外の交流や需要の拡大を支援する役割が求められており、観光との連携やビジネスの視点を取り入れた本事業の実施により、ふれあい館を核とした新たな伝統産業振興を図るものである。  
京都伝統産業交流センターは、伝統産業製品の展示及び紹介、伝統産業に関する資料の収集及び提供等を行い、地域経済の発展と生活文化の向上に寄与することを目的として設立された団体であり、伝統産業に対する深い理解、本市の伝統産業振興事業の実施経験のほか、京都の伝統産業関連74団体を構成員とする京都で唯一の業種横断的組織として、これまで各業種の伝統産業業界と長年にわたり密接な関係を築いており、需要の拡大や異業種交流という新たな支援を行う上で、必要不可欠な信頼関係やネットワークをすでに有する団体である。  
事業の実施を委託するに当たり、事業の目的、内容に照らして、それに対する技術、経験等を有する相手方を選択することが必要であり、競争入札に適さないため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を採用し、かつ上記の全ての条件を満たすのは、京都伝統産業交流センターのみであるため、当該業者と随意契約を行うものである。（随意契約ガイドライン 2（1）ウ）

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市海外情報拠点運營業務について（業務委託）
- 2 担当所属名  
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館3階  
公益財団法人京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）  
36,485,000円
- 7 契約内容  
アメリカ合衆国、台湾、韓国、中国、オーストラリア、フランス、ドイツ、イギリス、香港、ドバイ、クアラルンプールの11箇所における京都市海外情報拠点における、情報発信業務、情報収集業務、現地受入業務、報告業務の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施に当たっては、京都の観光事業に精通し、本市の方針に基づいて海外の旅行業界に広く働きかけることのできる主体の選定が必要であり、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があることから、性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインにおける随意契約を行うことができる場合の基準2（1）ウの規定に基づき、随意契約を締結することとする。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
同事業については、これまで本市及び観光関連団体・企業からなる公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの国際プロモーション部門において業務を実施し、拠点を通じて多くのメディア関係者に京都をPRしてきた。これまで構築してきたメディア関係者との密接な繋がりや豊富なメディア対応の経験を生かし、効果的に本業務を遂行できるのは、公益財団法人京都文化交流

コンベンションビューローのみであった。

平成30年度、DMOとしての公益社団法人京都市観光協会の機能強化を図るため、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの国際プロモーション部門は同協会に統合されることとなった。公益財団法人京都市観光協会は、京都市における観光事業の振興を図りつつ、地域経済や地域社会の健全な発展を目指すことなどを目的として設立された団体であり、京都市域の観光情報に幅広く精通し、また事業として観光都市としての京都の紹介宣伝などを実施しており、観光情報を魅力的な形で提供できる実績やノウハウも持ち合わせている団体であるため、今回の統合に伴い、国際プロモーション業務についてもさらなる発展が見込まれる。

以上のことから、本件委託業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会の他にはないため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)ウに基づき、公益社団法人京都市観光協会と契約を締結した。

## 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市隠れた名所の活用等による観光地分散化事業について（業務委託）

2 担当所属名

産業観光局観光MICE推進室

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館3階  
公益社団法人京都市観光協会

6 契約金額（税込み）

20,000,000円

7 契約内容

多様なエリアの魅力ある隠れた名所や見どころをSNSなどのWEB媒体を含む広報ツールを活用し、情報発信することで、観光客の集中緩和を図るとともに、新たな京都観光の魅力づくりにつなげる。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

事業実施には、主に国内観光客のニーズを把握したうえで、観光客を惹きつける潜在力を持つ寺社等や伝統行事などの文化資源の魅力を再構築し、観光コンテンツとして磨きあげる必要がある。また、京都の隠れた名所等を発掘するうえで、受け入れ側の寺社等、観光施設、観光事業者へのきめ細やかな説明・情報公開を行うことが必要となる。

したがって、本事業の実施にあたっては、京都に関する観光コンテンツに対する十分な知識と寺社等とのネットワークに加え、国内観光客のニーズを機敏に把握するために、国内の旅行者を対象とした事業に豊富な実績を有し、旅行事業に精通するとともに、特定の事業者には偏らず、公平な立場から事業を実施できる主体の選定が必要である。

（公社）京都市観光協会は、50年以上にわたって実施されてきた京都への誘客誘致のノウハウを有するとともに、京都の観光コンテンツに関する十分な知識があり、「京の冬の旅」「京の夏の旅」など、本市と密に連携して数々の国内市場の誘客誘致や受け入れのための環境整備を行っている。さらに、京都観光の振興を目的に賛同いただいた1400以上の会員を有する公益財団法人であることから、京都の観光事情にも精通していることはもちろん、寺社等との緊密なネットワークを有しつつも、特定の事業者には偏らず、公平な立場から京都観光の誘客誘致、分散化事業を行うことができることから、本件業務を遂行できるのは同観光協会のみであるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度海外メディア取材支援事業について（業務委託）
- 2 担当所属名  
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館3階  
公益財団法人京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）  
32,142,000円
- 7 契約内容  
海外メディア招請に係る支援

### 8 随意契約の理由

本件委託業務では、世界各国で影響を持つ雑誌等のメディア関係者に対して、適切に京都での取材要望に対する処理を行うと共に、取材先との調整や許可申請等専門的な対応を行う必要がある。また映像素材の制作にあたっては、海外メディアのニーズを十分に踏まえた題材の選定、海外に強く訴求するような見せ方・編集など高度な知識が必要となる。

したがって、本業務の実施に当たっては、京都が有する観光コンテンツに対する十分な理解に加え、海外メディア対応の経験とノウハウ、深いネットワークを有するとともに、特定の事業者に偏らず、京都の魅力を公平な立場からPRでき主体を選定することが必要であり、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。

### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

同事業については、これまで本市及び観光関連団体・企業からなる公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの国際プロモーション部門において業務を実施し、多くのメディア関係者を誘致してきた。これまで構築してきたメディア関係者との密接な繋がりや豊富なメディア対応の経験を生かし、効果的に本業務を遂行できるのは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローのみであった。

平成30年度、DMOとしての公益社団法人京都市観光協会の機能強化を図るため、公益財団法

人京都文化交流コンベンションビューローの国際プロモーション部門は同協会に統合されることとなった。公益財団法人京都市観光協会は、京都市における観光事業の振興を図りつつ、地域経済や地域社会の健全な発展を目指すことなどを目的として設立された団体であり、京都市域の観光情報に幅広く精通し、また事業として観光都市としての京都の紹介宣伝などを実施しており、観光情報を魅力的な形で提供できる実績やノウハウも持ち合わせている団体であるため、今回の統合に伴い、国際プロモーション業務についてもさらなる発展が見込まれる。

以上のことから、本件委託業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会の他にはないため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)ウに基づき、公益社団法人京都市観光協会と契約を締結した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都観光総合調査について（委託）
- 2 担当所属名  
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日  
平成30年4月2日
- 4 履行期間  
平成30年4月2日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）  
大阪府中央区備後町2丁目4番9号  
株式会社エム・アールビジネス
- 6 契約金額（税込み）  
13,749,436円
- 7 契約内容  
京都観光総合調査
  - (1) 日本人観光入込客統計調査・実態調査
  - (2) 外国人観光入込客統計調査・実態調査
  - (3) 外国人客及び修学旅行客宿泊利用状況調査
  - (4) 前年調査結果集計
  - (5) 京都観光総合調査本冊の送付
- 8 随意契約の理由  
本件業務は、「京都観光振興計画2020」、「京都観光振興計画2020<sup>+1</sup>」における進ちよく状況の把握、目標の設定及び今後の観光政策の企画・立案に資する基礎的データをを得ることを目的に、日本人観光入込客統計調査・実態調査、外国人観光入込客統計調査・実態調査、修学旅行生数等調査及び前年調査結果集計等を行う「京都観光総合調査」業務を実施するものである。  
業務の受託に当たっては、1日に多くの調査員を確保できる体制を有するとともに、本調査を効率よく適切に行うための工夫が求められる。そのため、落札価格のみで業者を決定した場合、業務遂行上、最も適切な業者を選定することができない恐れがあることから、企画提案を評価のうえ業者を選定する公募型プロポーザルにより、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルには2社からの応募があり、審査基準に従い審査した結果、上記の者を委託先として選定した。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度「京都市認定通訳ガイド育成及び活躍支援事業」について（委託）
- 2 担当所属名  
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者名）  
京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427番地 京都朝日会館3階  
公益社団法人 京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）  
18,200,000円
- 7 契約内容  
京都市認定通訳ガイド育成及び活躍支援事業に関する業務

### 8 随意契約の理由

本事業は，研修受講生の募集・選考するとともに，一般知識やホスピタリティ，旅程管理等を学ぶ基礎研修及び京都の奥深い魅力を学ぶ専門研修の内容の検討・実施，認定を受けたガイドの活躍支援を行うなど，認定通訳ガイド制度を運営するものである。

事業実施には，外国人旅行者のニーズを把握したうえで，京都の伝統文化や伝統産業をはじめ，幅広い分野の奥深い内容を適切に研修カリキュラムに取り込む必要があり，また，育成したガイドが観光業界で活用されるために受け入れ側の施設・事業者へのきめ細かな説明・情報発信を行うことが必要となる。したがって，本事業の実施に当たっては，京都が有する観光コンテンツに対する十分な理解と観光事業者とのネットワークに加え，海外のニーズを機微に把握するために，海外の旅行者を対象とした事業に豊富な実績を有し，旅行市場に精通するとともに，特定の事業者には偏らず，公平な立場から事業実施できる主体の選定が必要である。

従って，実績やノウハウの有無等により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから，本事業についてはその性質が競争入札に適さず，価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当である。

公益社団法人京都市観光協会（以下「協会」という。）は，京都の観光コンテンツに対する十分な理解があり，本市と密に連携して数々の外客誘致や受け入れのための取組を行っている。

さらに，外客誘致，受入環境整備等を進める観光事業者等からなる1,400以上の会員を有する公益社団法人であることから，京都の観光事情にも精通しているのはもちろんのこと，地元事業者との緊密なネットワークを有しつつも，特定の事業者には偏らず，公平な立場から京都観光の受入環境整備を行うことができる。

このため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-(イ)」に基づき随意契約を行うものとし、協会を委託事業者として選定する。

※DMO Destination Management/Marketing Organization

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
グローバルMICE都市としてのマーケティング戦略推進事業について
- 2 担当所属名  
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）  
京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町240番地 京都商工会議所ビル5階  
公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
- 6 契約金額（税込み）  
6,500,000円
- 7 契約内容  
他都市に先駆けて、全国初となる「京都市MICE戦略」を平成22年度に、平成26年10月にはこれに続く「京都市MICE戦略2020」を策定し、「世界があこがれる観光MICE都市への更なる飛躍」を目指し、積極的にMICE誘致に取り組んでいる。  
今年度は、平成29年度に引き続き、MI専門官を配置し、より経済効果が高いMI誘致を推進する。  
また、MICEに係るステークホルダー間連携を高めるため、平成29年度に引き続き、京都市内のMICEビジネスに関わる関係者を集め、課題や情報の共有を図る「京都市MICE会議」等を開催する。
- 8 随意契約の理由  
本事業は、平成25年に観光庁からMICE誘致の潜在能力が高い都市を集中的に支援する「グローバルMICE戦略都市」の一つに本市が選定されたことから、海外のMICE専門家によるコンサルティングを受け、その指摘に基づき展開する事業である。  
本事業の推進に当たっては、海外のMICE専門家によるコンサルティングを受け、そのコンサルティングの指摘を受けた内容を現実的に実現できる能力を有していること、MICE主催者や関係者、PCOなどとのネットワークを活用して、本市へのMICE誘致を積極的に図っていくことが求められる。  
（公財）京都文化交流コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）は、京都市と連携・共同して市内外において、MICE主催者やPCOに対して誘致や開催に係る支援を積極的に行い、ノウハウなどをもとにMICE誘致を有効的に実施しており、コンサルティングの指摘等に対応でき、また、市内のMICE関係者及び大学等との連携・調整を行い、市内で開催されるMICEを熟知しており、本市におけるMICE開催支援に伴うネットワークも有している。

よって、本市と連携し事業を進めることができ、これまでのMICE誘致や開催支援に関するノウハウを持ち、かつ本市におけるMICE誘致や開催支援に係る幅広いネットワークを有している団体は、ビューローのみであるため、ビューローと一者随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市河原町三条観光情報コーナー業務委託
- 2 担当所属名  
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者名）  
京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427番地 京都朝日会館3階  
公益社団法人 京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）  
6,300,000円
- 7 契約内容  
京都市河原町三条観光情報コーナー運営
- 8 随意契約の理由  
本件委託業務は，観光情報コーナーにおいて，観光客の皆様にリアルタイムでの桜・紅葉等の「花だより情報」・「行事情報」・「イベント情報」をはじめとする膨大な観光情報を的確に管理，案内するとともに，より魅力的な形で観光客に提供していくものであるが，本件業務を履行可能な相手方は，単なる観光情報だけでなく，「花だより情報」・「行事情報」・「イベント情報」等のリアルタイム情報について幅広く把握している必要がある，こうした情報を提供できるのは，京都総合観光案内所の業務受託者でもある公益社団法人京都市観光協会の他にはない。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都観光サポーター制度に係る企画・運營業務
- 2 担当所属名  
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）  
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256  
株式会社関広
- 6 契約金額（税込み）  
5,400,000円
- 7 契約内容
  - (1) 観光サポーター制度事務局運営
    - ア 京都観光おもてなし大使（90名程度）、京都国際観光大使（60名程度）、京都名誉観光大使（3名程度）、コンシェルジュ（190名程度）、観光ボランティア団体（17団体程度）を統括し、サポーター活動に関する情報収集、情報発信する窓口業務
    - イ 各大使、コンシェルジュ、観光関連のボランティア団体への定期的な（月1回程度を想定）通信の発行、観光情報等の発信
    - ウ WEBサイト及び公式フェイスブック「京のおもてなし」・YouTube等を活用した、観光サポーターの定期的な活動情報や旬の観光情報の発信（フェイスブックについては週1回以上更新すること）。
    - エ 観光サポーター制度を活用した京都ブランド、「京都のおもてなし力」発信のための企画提案
    - オ 市内の大学生や教育機関、観光関連業者と連携し、市民ぐるみで京都の観光振興に取り組むための企画提案
  - (2) 京都観光おもてなし大使、京都国際観光大使及び京都名誉観光大使制度に関すること
    - ア 京都観光おもてなし大使及び京都国際観光大使交流会に関する企画・実施
    - イ 各大使（20名程度）の追加任命に関する準備
    - ウ 大使の活動状況の確認、取りまとめ、情報更新業務（年3回程度を想定）
  - (3) 「京都観光おもてなし大使派遣制度」\*に関すること
    - ア 制度の周知に関する企画・実施
    - イ 制度の運用

\*民間事業者が実施する研修・シンポジウム等に京都観光おもてなし大使を派遣し、おもてなしに関する講義・講演を行っていただくもの。派遣にかかる謝礼の一部を委託費の中から事業者  
に補助する（年間上限額である36万円を見積書に計上すること）。
  - (4) コンシェルジュ制度に関すること
    - ア 新規任命に係る「おもてなし研修会」に関する企画・実施（100名程度）

- イ コンシェルジュの能力向上を目的とした研修会に関する企画・実施
  - ウ コンシェルジュの活動実態調査に関する企画・実施
  - エ コンシェルジュ間の交流機会創出に関する企画・実施
  - オ コンシェルジュの更新任命に関する企画・実施（190名程度，毎年更新）
- (5) 観光関連のボランティア団体についての調査・情報収集及び研修会の企画・実施
- (6) その他，京都市が指示する資料の作成等

9 根拠法令

京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインにおける随意契約を行うことができる場合の基準2（4）

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルには1社からの応募があり，審査基準に従い審査した結果，上記の者を委託先として選定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
観光案内標識設置事業に関する業務について
- 2 担当所属名  
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日  
平成30年4月2日
- 4 履行期間  
平成30年4月2日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）  
京都市下京区東堀川通下魚ノ棚下る鎌屋町23番地 シンエイ堀川ビル5階  
株式会社 空間創研
- 6 契約金額（税込み）  
4,957,200円
- 7 契約内容  
観光客の受入観光の整備と観光地の分散化を目的とした観光案内標識の整備を行う。  
(1) 平成23年度から平成27年度までの5箇年で整備した観光案内標識の効果検証をふまえ、  
京都市内の観光地の中から3年間で整備するエリアを設定し、全体計画を策定する。  
(平成30年6月末まで)  
ア エリアの抽出  
京都市内の全ての観光エリアを抽出する。  
イ 整備エリアの選定  
抽出した観光エリアの中から次の観点で整備エリアを選定する。  
a) 観光客が集中しているエリア（東山エリアを対象エリアの一つとする。）  
b) 本市が優先するエリア（伏見区・山科区を対象エリアの一つとする。）  
c) 新たな駅の設置、旧型の観光案内図板等時点修正が必要なエリア  
ウ 年次計画の策定  
選定したエリアの年次計画の作成  
(2) 平成30年度整備エリア関連業務  
ア 整備エリアの特定と実地調査  
イ 「京都市観光案内標識アップグレード指針」に基づいた単年度整備計画の作成  
(計画台帳・整備台帳の作成を含む)  
「どこに」「どの」観光案内標識を設置するかを検討  
ウ 整備計画に基づく製作・設置の指示、監督  
観光案内標識製作・設置業者への指示、監督  
エ 製作・設置関係機関（土木事務所、警察等）との協議及び申請に関すること。  
(3) 整備した観光案内標識の効果検証  
市民意見の募集やアンケート等を含む。

(4) 必要に応じて開催する庁内・外部会議の運営補助

ア 会議資料の作成

イ 議事録の作成

ウ 意見のとりまとめ

エ 事例の収集 等

(5) 必要に応じて指示する業務

ICTとの連携に関すること等ほか

(6) 全体計画及びエリア別年次計画策定のとりまとめ

上記の業務を踏まえた全体計画及びエリア別年次計画の策定の取りまとめ作業を行う。

9 根拠法令

□京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインにおける随意契約を行うことができる場合の基準2(4)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルには1社からの応募があり、審査基準に従い審査した結果、上記の者を委託先として選定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市農林業地域活性化促進事業の委託
- 2 担当所属名  
産業観光局農林振興室農政企画課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区京北上弓削段上ノ下2-1 公益財団法人きょうと京北ふるさと公社
- 6 契約金額（税込み）  
金11,124,000円
- 7 契約内容  
次のすべての事業の総合的な実施により、京北地域の活性化を促進する。  
ア 農業振興を図る農地の流動化に関する事業  
イ 農林業を担う人材の育成、農林業従事者の支援に関する事業  
ウ 農山村資源の活用及び都市と農山村の交流に関する事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、3つの事業を総合的に実施することで、各事業を個別に実施するより、より効果的に地域の活性化を促進することが可能である。そのため、各事業を総合的に実施できる者と契約を行う必要があるが、①農用地利用集積団体として農地の利用調整と権利設定の手続きに関する知識や技術と持ち、②一般的に定住が進まない新規就農者に対し、風習等を含めた地域特有の実情に応じた的確な助言・指導が実施できる者でなければ総合的な事業実施は行えない。よって、競争入札に適さない契約に該当するため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業や農作業受託による優良農地の保全に努めるとともに、道の駅ウッディー京北の運営や空き家あっせん事業をはじめとした都市住民との交流を通じた地域活性化の事業を行っている。



このような事業を展開する中で、京北地域で唯一の利用集積円滑化団体として、新規就農を希望される者に農地及び空き家の斡旋の相談の受付から定住まで実現させ、風習等を含めた地域特有の実情に応じた的確な助言・指導等ができることから、効率的に事業運営を実施し、本委託内容を受託できる能力を兼ね備えた唯一の団体である。よって、契約相手方として選定する。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度総合獣害対策事業有害鳥獣捕獲業務委託
- 2 担当所属名  
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京樋ノ口町123番地 京都府林業会館みどりの館3階  
一般社団法人 京都府猟友会
- 6 契約金額（税込み）  
10,970,100円
- 7 契約内容  
京都市内一円において実施する有害鳥獣の捕獲等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施には、京都市内一円の農地や森林に出没する野生動物を安全かつ効果的に捕獲する必要がある。そのため、委託先については、長期にわたり市内の農地及び森林等における狩猟活動を行い、野生鳥獣の捕獲経験が豊富な相手方と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
有害鳥獣を捕獲し、処分するには、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び第12次京都府鳥獣保護管理事業計画書に基づき、狩猟免許の資格を有し、銃器や網わな等の捕獲猟具の取り扱いができ、かつ、3登録年以上京都府に狩猟者登録をしている必要がある。  
また、長期にわたる狩猟を通じて、本市内地域の地形や鳥獣の生息状況に精通していなければ安全に有害鳥獣を捕獲することが出来ない。  
よって、これらの条件を満たす狩猟者で組織されている唯一の団体である一般社団法人京都府猟友会を委託先として選定する。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度山村都市交流の森エリア維持管理業務委託
- 2 担当所属名  
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区花脊八桝町250  
公益財団法人 京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）  
21,297,600円
- 7 契約内容  
山村都市交流の森のエリア内における路網の維持管理，森林及び付帯施設の環境整備及び美観維持，基盤施設の維持管理及び営繕
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務における路網・森林・基盤施設の維持管理を行うためには，山村都市交流の森における動植物に関する知識をはじめ，地形や地質，気候，林道，入園者の傾向，地域の山村文化などの幅広い知識が必要である。また，台風や大雨，大雪などの自然災害発生後，すみやかに巡視を行い，山村都市交流の森の機能復旧に対応できる必要がある。  
さらに，山村都市交流の森には本市の施設だけでなく，他団体が所有する施設もある。これら複数の施設と連携を図りながら業務を実施し，山村都市交流の森の利用者の意見，要望等を維持管理作業に反映させなければならない。  
以上のことから，地方自治法施行令第167条の2第1項2号，及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン基準2の（1）のウに基づき随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
下記の4つの理由により，随意契約の理由を唯一満たす公益財団法人京都市森林文化協会（以

下、「協会」とする。)を本事業の委託先として選定した。

- (1) 森林が持つ公益的機能の高度な発揮を目的とした森林の保全及び整備に関する事務の経験がある。
- (2) 山村都市交流の森及び周辺の森林で自然観察会やトレッキングツアー等の取組の実績があり、山村都市交流の森の動植物や、地形、地質などについて熟知している。
- (3) 協会は事務所を山村都市交流の森のセンターエリア内に置いているため、災害時の緊急の対応が可能である。
- (4) 協会は山村都市交流の森のセンターエリア内に宿泊施設、休憩施設を所有しているため、利用者の意見、要望等を聴取し、山村都市交流の森の維持管理作業に反映させることができる。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市東山地域イノシシ捕獲業務委託
- 2 担当所属名  
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日  
平成30年4月2日
- 4 履行期間  
平成30年4月2日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都町田市小山ヶ丘1-10-13  
株式会社 野生動物保護管理事務所
- 6 契約金額（税込み）  
5,366,520円
- 7 契約内容  
センサーカメラによるモニタリング調査、応急フェンス等の保守点検、イノシシ捕獲等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施には、東山地域の地形や野生イノシシの生態に精通し、イノシシの侵入経路を踏まえ、市街地に出没する可能性が高いイノシシを安全かつ効率良く捕獲するための知識と技術が必要である。  
また、住居集合地域等においては猟銃を使用することはできず、麻酔銃を使用して不動化（止めさし）を行うため、熟練した技術・能力を有している相手方と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
株式会社野生動物保護管理事務所は、京都府から府内の野生イノシシ生息調査委託業務を受ける唯一の団体であり、一度に複数頭捕獲するために、捕獲誘導柵の設置、餌付けによる大型捕獲柵への誘導及び遠隔操作による大型捕獲柵を用いた捕獲のための専門的知識と捕獲実績を有している。  
また、京都府下で唯一、住居集合地域等における麻酔銃の使用実績があり、イノシシを安全に不動化できる団体である。  
したがって当団体は、本随意契約理由のすべての条件を満たした唯一の団体であることから、本業務の委託先として選定する。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
上賀茂地域シカ防除ネット緊急設置業務委託
- 2 担当所属名  
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日  
平成30年6月25日
- 4 履行期間  
平成30年6月26日から平成30年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市北区大宮土居町2-14  
一般社団法人 京都森林整備隊
- 6 契約金額（税込み）  
17,788,270円
- 7 契約内容  
シカ防除ネットの設置業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、市街地へのシカの出没により発生した人身事故を受け実施するもので、今後、同様の事故が起こらないよう緊急で行わなければならないことから、競争入札に付すことができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
三社で見積を行った結果、最も安価であったため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度チマキザサ再生事業委託
- 2 担当所属名  
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日  
平成30年7月31日
- 4 履行期間  
平成30年8月1日から平成31年3月10日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区花脊八桝町250  
公益財団法人 京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）  
7,888,320円
- 7 契約内容  
防鹿柵設置，チマキザサの生産・加工に係る情報の収集及び整理等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業の業務委託を行うにあたり，委託先は森林保全に関する知識，技術や耐雪性防鹿柵の設置に必要な知識，技術に精通するとともに，山林斜面地での設置，維持管理の実績を有している必要がある。また，防鹿柵設置予定地の地理に詳しく，防鹿柵が破損した場合，早急に補修を行うことができ，災害発生時にも即座に対応できる必要がある。  
さらに，チマキザサの生産，加工に係る情報の収集に必要となる地域住民との良好な関係を構築しており，滞りなく情報収集を行うことができる必要がある。  
以上のことから，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号，及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン基準2の（1）のウに基づき随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
下記の3つの理由により，随意契約の理由を唯一満たす公益財団法人京都市森林文化協会を本事業の委託先として選定した。  
(1) 公益的機能の高度な発揮を目的とした森林の保全，整備事業を実施している。



- (2) 事業実施地に近接する地域にて、山林内斜面地での耐雪性防鹿柵の設置、維持管理の実績があり、本業務に必要な知識、技術などのノウハウを有している。
- (3) 事業実施地に近接する地域に活動拠点を置いており、地域住民とのネットワークを有しているだけでなく、周辺の地理にも詳しく、災害発生時の緊急の対応も可能である。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度総合獣害対策事業ニホンザル（京都A群）捕獲等管理業務委託
- 2 担当所属名  
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日  
平成30年9月4日
- 4 履行期間  
平成30年9月5日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都町田市小山ヶ丘1-10-13  
株式会社野 生動物保護管理事務所
- 6 契約金額（税込み）  
7,313,000円
- 7 契約内容  
ニホンザル位置情報システムを活用した地元住民に対する研修，ニホンザルの行動圏調査，有害捕獲等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施には，業務実施エリアの地形及びA群の行動圏を熟知しており，ニホンザル位置情報システムに精通し，地元住民への追払いの研修を行うための様々な知識を必要とするほか，A群に移出入するオスザルを選別し，捕獲するために熟練した技術を有している相手方と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
株式会社野生動物保護管理事務所（以下、「WMO」という。）は，過去に本市が委託した，当該地域におけるニホンザル京都A群（以下、「A群という」）の行動圏管理業務等の受託先であり，業務実施エリアの地形，A群の生態状況及び行動圏を熟知しているだけでなく，平成29年度に構築したニホンザル位置情報システムにも精通しており，住民に対して，本システムを活用した研修の実績がある。  
また，京都府の事業において，野生ニホンザルで加害レベルの高い個体を捕獲する業務を受託する等，群れに移出入するオスザルを選別し，有害捕獲するための専門的な知識と技術を有

している。

したがって、WMOは、本随意契約理由の全ての条件を満たした唯一の団体であることから、本業務の委託先として選定する。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度総合獣害対策事業久多ニホンザル（京都D群）捕獲等管理業務委託
- 2 担当所属名  
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日  
平成30年9月4日
- 4 履行期間  
平成30年9月5日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都町田市小山ヶ丘1-10-13  
株式会社野生動物保護管理事務所
- 6 契約金額（税込み）  
6,403,000円
- 7 契約内容  
ニホンザル位置情報システムを活用した地元住民に対する研修，ニホンザルの行動圏調査，有害捕獲等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施には，業務実施エリアの地形及びD群の行動圏を熟知しており，ニホンザル位置情報システムに精通し，地元住民への追払いの研修を行うための様々な知識を必要とするほか，D群に移出入するオスザルを選別し，捕獲するために熟練した技術を有している相手方と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
株式会社野生動物保護管理事務所（以下、「WMO」という。）は，過去に本市が委託した，当該地域におけるニホンザル京都D群（以下、「D群という」）の行動圏管理業務等の受託先であり，業務実施エリアの地形，D群の生態状況及び行動圏を熟知しているだけでなく，平成28年度に構築したニホンザル位置情報システムにも精通しており，住民に対して，本システムを活用した研修の実績がある。  
また，京都府の事業において，野生ニホンザルで加害レベルの高い個体を捕獲する業務を受託する等，群れに移出入するオスザルを選別し，有害捕獲するための専門的な知識と技術を有

している。

したがって、WMOは、本随意契約理由の全ての条件を満たした唯一の団体であることから、本業務の委託先として選定する。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度総合獣害対策事業久多ニホンザル（京都D群）捕獲等管理業務委託
- 2 担当所属名  
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日  
平成30年9月4日
- 4 履行期間  
平成30年9月5日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都町田市小山ヶ丘1-10-13  
株式会社 野生動物保護管理事務所
- 6 契約金額（税込み）  
6,403,000円
- 7 契約内容  
ニホンザル位置情報システムを活用した地元住民に対する研修，ニホンザルの行動圏調査，有害捕獲等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施には，業務実施エリアの地形及びD群の行動圏を熟知しており，ニホンザル位置情報システムに精通し，地元住民への追払いの研修を行うための様々な知識を必要とするほか，D群に移出入するオスザルを選別し，捕獲するために熟練した技術を有している相手方と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
株式会社野生動物保護管理事務所（以下、「WMO」という。）は，過去に本市が委託した，当該地域におけるニホンザル京都D群（以下、「D群という」）の行動圏管理業務等の受託先であり，業務実施エリアの地形，D群の生態状況及び行動圏を熟知しているだけでなく，平成28年度に構築したニホンザル位置情報システムにも精通しており，住民に対して，本システムを活用した研修の実績がある。  
また，京都府の事業において，野生ニホンザルで加害レベルの高い個体を捕獲する業務を受託する等，群れに移出入するオスザルを選別し，有害捕獲するための専門的な知識と技術を有

している。

したがって、WMOは、本随意契約理由の全ての条件を満たした唯一の団体であることから、本業務の委託先として選定する。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年7月災害復旧工事測量設計業務委託
- 2 担当所属名  
産業観光局京北農林業振興センター
- 3 契約締結日  
平成30年8月13日
- 4 履行期間  
平成30年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区京北周山町泓21-2番地  
(株)設計京北
- 6 契約金額(税込み)  
2,970,000円
- 7 契約内容  
平成30年7月災害被災箇所の測量設計業務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
国費災害復旧事業等の事業採択のための査定を早急に受ける必要があるため
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
相見積の結果による
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都高度技術研究所ビル建築設備総合管理委託
- 2 担当所属名  
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区中堂寺南町134番地  
京都リサーチパーク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
45,792,672円
- 7 契約内容
  - (1) 電気設備、空調設備、給排水衛生設備等の運転保守管理
  - (2) 電気工作物等の工事、維持及び運用に関する保安監督並びに保安のための監視、点検及び検査
  - (3) 防犯管理
  - (4) 防災管理
  - (5) 照明制御
  - (6) エレベーターの監視、制御
  - (7) 放送映像の再送信
  - (8) 一般ゴミ及び廃棄物の処理
  - (9) 設備に関する非常措置
  - (10) 建築物及び建築設備の法定定期調査
- 8 随意契約の理由  
本業務は、京都リサーチパーク地区にある京都高度技術研究所ビルの建築設備総合管理業務の実施を行うものである。  
京都リサーチパーク地区においては、京都リサーチパーク株式会社が設備等を一括管理しており、エレベーター、空調、電子錠の遠隔監視・操作をはじめ、京都高度技術研究所ビルの機械設備、情報システム等も接続して管理しているため、設備、システムの保守管理業者以外では責任区分が不明確になるのみならず、障害発生時の原因究明・故障修理などの緊急時の対処も不可能であることから、京都リサーチパーク株式会社しか契約の内容を履行できないため、当該業者に委託するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
P C B 廃棄物処分委託
- 2 担当所属名  
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日  
平成 3 0 年 4 月 1 8 日
- 4 履行期間  
平成 3 0 年 4 月 1 8 日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
福岡県北九州市若松区響町一丁目 6 2 番 2 4  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
2 9, 1 5 6, 8 0 2 円
- 7 契約内容  
P C B 廃棄物の処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当室が保有している高濃度 P C B 廃棄物（安定器等）については，中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州 P C B 処理事業所が，国内で唯一処理可能な事業者であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記 8 のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度新事業創出型事業施設等活用推進事業（入居者支援人材配置）業務委託
- 2 担当所属名  
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区中堂寺南町134番地  
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）  
22,512,000円
- 7 契約内容  
インキュベーション・マネージャーの配置（京大桂ベンチャープラザ（北館）及び（南館）：延べ毎月28日程度3名，クリエイション・コア京都御車：述べ毎月12日程度1名）により，経営や技術開発に関する支援，内外とのネットワークの構築の入居者支等の推進を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業の目的は，スタートアップ期にある大学の研究成果を事業化するベンチャー・中小企業を主な支援対象とする「京大桂ベンチャープラザ（北館）」及び新たな事業展開を図ろうとする成長中期以降の企業を主な支援対象とする「京大桂ベンチャープラザ（南館）」並びにライフサイエンス関連産業の創出を図るための中小・ベンチャー企業を主な支援対象とする「クリエイション・コア京都御車」の3施設の入居者に対し，専門的な立場から支援を行うことによってベンチャー・中小企業の成長促進や大学発ベンチャーの創出及び育成に資することである。  
本事業の実施にあたっては，市内インキュベーション事業に関する豊富な経験や実績，本市産業振興行政に関する広範な知識のほか，市内の関連企業や大学，他の産業支援機関等とのネットワークを有し，そのネットワークを活用して京都市域のベンチャー・中小企業の成長促進等を図っていくことが求められる。  
従って，本事業の委託業者の選定に当たっては，これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから，本事業については目的が競争入札に適さず，価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当である。このため，京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-ウに該当し，競争入札には適さないため，地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき，随意契約を締結した。

## 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、本市が出捐して設立した公益財団法人であり、ソフトウェア、メカトロニクス、情報技術、環境、ライフサイエンス及びナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している財団である。

当財団は、本市が支援を行っていたベンチャービジネス・インキュベーション・ラボラトリー（VIL）をはじめ、創業支援工場（VIF）、京都市成長産業創造センターの管理運営を行うなど、インキュベーション事業の実績やベンチャー企業に対する支援に関する長年にわたる実績がある。

また、知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業の中核機関を担い、本市が取組を進める主要な産学公連携プロジェクトの研究開発に関する豊富な経験と実績や本市産業振興行政に関する広範な知識を持つ。更に、当財団はこれらの産学公連携プロジェクトの推進を通じて、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等との豊富なネットワークも構築している。

以上のことから、同財団は本事業の実施に当たって求められる市内インキュベーション事業に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワーク、及びそのネットワークを活用して京都市域のベンチャー・中小企業の成長促進等を図ることの条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業を同財団に委託した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都大学イノベーションプラザを拠点とした地域科学振興事業に関する業務委託
- 2 担当所属名  
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区中堂寺南町134番地  
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）  
18,290,000円
- 7 契約内容  
コーディネーターの配置（延べ週10日勤務以上）により、産学連携による研究開発の促進、産学交流の促進、情報発信、広域コーディネート活動の推進を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業の目的は、京都地域における科学技術振興及び新産業創出に向け、京都大学イノベーションプラザを拠点として京都大学と連携し、コーディネーターを配置して技術シーズとニーズのマッチングを行う等、産学公連携による新技術移転や地域の優れた研究成果の事業化促進等に取り組むものである。  
本事業の実施にあたっては、産学公連携に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して京都市域の産業科学技術振興を図っていくことが求められる。  
従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業については性質又は目的が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当である。このため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-ウに該当し、競争入札には適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、本市が出捐して設立した公益財団法人であり、ソフトウェア、メカトロニクス、情報技術、環境、ライフサイエンス及びナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している財団である。

当財団は、知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業の中核機関を担い、本市が取組を進める主要な産学公連携プロジェクトの研究開発に関する豊富な経験と実績や本市産業振興行政に関する広範な知識を持つ。また、当財団はこれらの産学公連携プロジェクトの推進を通じて、大学や企業の研究者との豊富なネットワークも構築している。

以上のことから、同財団は本事業の実施に当たって求められる産学公連携に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有することの条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業を同財団に委託した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
「地域産学官共同研究拠点事業（バイオ計測プロジェクト）」に関する業務
- 2 担当所属名  
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区中堂寺粟田町91  
地方独立行政法人京都市産業技術研究所
- 6 契約金額（税込み）  
50,325,000円
- 7 契約内容
  - (1) 「地域産学官共同研究拠点事業（京都バイオ計測プロジェクト）」に係る調査及び過年度事業報告ならびに年度事業計画の作成
  - (2) 同事業に係る日常管理事務（予算執行・管理，機器貸付，収納管理，機器故障対応，物品交換対応等）
  - (3) 高度研究機器を活用した研究開発への技術支援（機器使用方法の指導等）
  - (4) 高度研究機器の利用促進及び普及活動（成果発表会・講演会・セミナー等の実施，視察・見学対応，展示会出展等）
  - (5) 高度研究機器を活用した人材育成事業（講習会，研修会の企画・実施）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は，国立研究開発法人科学技術振興機構により京都地域に無償譲渡された高度研究機器を京都リサーチパーク地区に配置し，これまで京都市が進めてきた「京都バイオシティ構想」の産学公連携による成果及び「京都市ライフイノベーション推進戦略」における取組を地域イノベーションに結び付け，地域経済の活性化を図る事業である。

このため，本事業の実施に当たっては，ライフサイエンス関連産業に関する広範かつ専門的な知識が必要であることはもとより，本市産業振興行政，中でもライフサイエンス分野の産業戦略・都市政策として策定した「京都市ライフイノベーション推進戦略」に関する広範な知識のほか，市内のライフサイエンス関連企業や大学研究者とのネットワークを有し，そのネットワークを活用して，ライフサイエンス関連産業の振興を図っていくことが求められる。

従って，本事業の委託業者の選定に当たっては，これらの実績やノウハウの有無により履行内容



に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)ウ）に基づき、随意契約を締結するものである。

#### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 10 契約の相手方の選定理由

地方独立行政法人京都市産業技術研究所は、平成26年4月をもって、本市から地方独立行政法人へ移行し、地域産業の発展を促す試験分析、地域産業育成、技術支援指導等を担う公設試験研究機関として、染織技術、繊維材料をはじめ、高分子、金属、窯業、表面処理、ライフサイエンス、デザイン等幅広い分野の研究や技術支援等を実施し、地元産業への技術移転を図り、地域社会の発展に寄与している。

同法人は、平成27年度まで公益財団法人京都高度技術研究所が実施してきた地域産学官共同研究拠点事業（バイオ計測プロジェクト）における補助業務を平成26年度から受託し、高度研究機器の利用促進及び普及活動、また高度研究機器を活用した研究開発及び人材育成事業等において、同種の高度研究機器を管理してきた経験・技術的なノウハウ、研究機器を扱う技術者等の人的資源が豊富である体制等を踏まえ、同事業に関わり、支援してきた実績がある。

また、バイオ計測・分析分野を中心とした分科会活動等にも積極的に関与し、ライフサイエンス関連企業及び大学を中心に、研究開発支援、技術の高度化、産学公等の共同研究支援、大学研究の深化など、企業及び大学とのネットワーク構築に取り組んでおり、ライフサイエンス関連産業に関する幅広い知識及び京都地域のライフサイエンス関連企業・大学とのネットワークを有している。

更に、同法人は、平成26年3月まで本市の機関として、市の重要施策に関与し、豊富な経験、知識、技能、関係機関とのネットワーク等を有している。

なお、平成27年度まで同事業を受託してきた公益財団法人京都高度技術研究所については、平成28年3月末をもって、同事業を実施してきたライフサイエンス事業部が廃止されたことに伴い、平成28年4月以降、同事業を実施する体制が取れなくなっている。

以上から、地方独立行政法人京都市産業技術研究所は本事業の実施に当たって求められる、ライフサイエンス関連産業に関する幅広い知識、本市産業振興行政に関する広範な知識、市内のライフサイエンス関連企業や大学研究者とのネットワーク及びそのネットワークを活用してライフサイエンス関連産業の振興を図るノウハウを有することのすべての条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業は同法人のみが実施可能である。

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

「京都市ライフイノベーション推進戦略事業」に関する業務

### 2 担当所属名

産業観光局新産業振興室

### 3 契約締結日

平成30年4月1日

### 4 履行期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地  
公益財団法人京都高度技術研究所

### 6 契約金額（税込み）

5,619,000円

### 7 契約内容

- (1) 「京都市ライフイノベーション推進戦略」における戦略統括担当等の設置
- (2) 同戦略を推進するための関連事業の企画，調査及び運営
- (3) 同戦略に係るコーディネータ等の配置
- (4) 同戦略に係る研究会等の企画及び運営
- (5) ライフサイエンス分野に関する情報発信 など

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、ライフサイエンス関連産業を大きな柱とする産業政策・都市戦略である「京都バイオシティ構想」の次期戦略として策定した「京都市ライフイノベーション推進戦略」を展開するため、重点分野として掲げた「次世代医療分野」「健康・福祉・介護分野」「地場資源活性化分野」の3つの分野を中心に、中小企業をはじめとする地元企業とバイオテクノロジーを結び付けるためのシンポジウムの開催や大学研究者等との交流によってライフサイエンス関連産業の振興を図る事業である。

このため、本事業の実施に当たっては、ライフサイエンス関連産業に関する広い知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内のライフサイエンス関連企業や大学研究者とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して、ライフサイエンス関連産業の振興を図っていくことが求められる。

従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規程に基づき、随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、ライフサイエンス、ソフトウェア技術、メカトロニクス技術のほか、情報技術、環境技術、ナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

同財団は、平成15年度から「京都バイオシティ構想」の推進に関する業務を受託し、関連事業の企画及び実施・運営や「京都バイオ産業技術フォーラム」の運営等に取り組んできたほか、平成17年度からは、経済産業省の「広域的新事業支援ネットワーク拠点重点強化事業」を導入し、バイオ計測・分析分野を中心とした分科会活動等を通じ、京都地域のライフサイエンス関連企業を中心に、マッチングコーディネーターや技術評価・販路開拓支援による新規プロジェクト創出、事業化、企業間ネットワーク構築に取り組んでおり、ライフサイエンス関連産業に関する広い知識と京都地域のライフサイエンス関連企業とのネットワークを有している。

また、同財団は、「京都バイオ産業技術フォーラム」、「広域的新事業支援ネットワーク拠点重点強化事業」及び「知的クラスター創成事業」（京都ナノテク事業創成クラスター）、「知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）」（京都環境ナノクラスター）等の活動によって、多くのライフサイエンス関連の大学研究者とのネットワークを有している。

更に、同財団は、本市が出捐する研究機関として、京都市地域プラットフォーム事業の事務局や知的クラスター創成事業の中核機関などを受け持ち、これまで数々の本市重要施策に関与し、豊富な経験、知識、技能、関係機関とのネットワーク等を有している。

このため、同財団は本事業の実施に当たって求められる、ライフサイエンス関連産業に関する広い知識、本市産業振興行政に関する広範な知識、市内のライフサイエンス関連企業や大学研究者とのネットワーク及びそのネットワークを活用してライフサイエンス関連産業の振興を図るノウハウを有することのすべての条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業は同財団のみが実施可能である。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
「京都市ライフイノベーション創出支援事業」に関する業務
- 2 担当所属名  
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区中堂寺南町134番地  
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）  
24,120,000円
- 7 契約内容
  - (1) 医工薬産学公連携支援事業業務
    - ア 産学公連携に携わるコーディネータ等の配置
    - イ 産学公連携コーディネーション活動の実施
    - ウ シンポジウムの企画及び運営
    - エ 研究会の企画及び運営・プロジェクトマーケティング
    - オ 医療産業振興に係る情報発信 など
  - (2) 京都発革新的医療技術研究開発助成事業業務
    - ア 査読委員の委嘱
    - イ 公募
    - ウ 応募案件に係る査読委員による審査事務及び審査委員会開催事務
    - エ 申請者との連絡調整及びフォローアップ
    - オ 交流サロン開催事務
    - カ 助成事業完了報告書の受領，確認事務 など
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は，2本柱に沿って進める。1点目は，バイオ産業を大きな柱とする産業政策・都市戦略として策定した「京都バイオシティ構想」の成果及び「京都市ライフイノベーション推進戦略」の取組を，京都地域における医療産業振興に結び付け，京都大学医学部附属病院（医療現場）の医療ニーズと京都大学工学部・薬学部等や企業の有する技術シーズをコーディネートするとともに，医療機器・医薬品の実用化に向けた最新情報や有益な情報を提供するシンポジウムや研究会を開催す

る産学公連携支援活動を展開する。

2点目は、市内の大学研究者及び中小・ベンチャー企業を対象に、革新的な医療技術に関する研究開発活動に分野開拓の奨励的助成を実施する京都発革新的医療技術研究開発助成事業を実施する。

本事業の実施に当たっては、医学・工学・薬学の分野に関する広い知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の研究開発型企業や大学研究者とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して、京都地域の医療産業の振興を図っていくことが求められる。

従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)ウ）に基づき、随意契約を締結するものである。

## 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、公益財団法人京都高度技術研究所は、ソフトウェア技術、メカトロニクス技術のほか、ライフサイエンス、情報技術、環境技術、ナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

同財団は、平成15年度から「京都バイオシティ構想」の推進に関する業務を受託し、関連事業の企画及び実施・運営や「京都バイオ産業技術フォーラム」の運営等に取り組んできた。平成16年度からは、国立研究開発法人科学技術振興機構の公募事業である地域結集型共同研究事業「ナノメディシン拠点形成の基盤技術開発」に中核機関（事務局）として参画してきた。また、平成22年度から実施した「医工薬産学公連携支援事業」や平成23年度から実施した「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、これまで、本市の重要施策に 関与し、豊富な経験や技能等を有している。

京都地域における医療産業の創出を一層図っていく本事業は、これまで培われた市内の研究開発型企業や大学研究者とのネットワークを活用して、事業の遂行を行う必要があるとともに、ネットワークの活用によって効果的、効率的な事業の遂行が見込まれるものであり、本財団はこれらすべての条件を有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業は同財団のみが実施可能である。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

「京都大学国際科学イノベーション拠点における産学公連携支援拠点事業」に関する業務

### 2 担当所属名

産業観光局新産業振興室

### 3 契約締結日

平成30年4月1日

### 4 履行期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地  
公益財団法人京都高度技術研究所

### 6 契約金額（税込み）

9,795,000円

### 7 契約内容

- (1) 「京都大学国際科学イノベーション拠点における産学公連携支援拠点事業」における産学公連携コーディネーション活動の実施
- (2) 同事業の企画，調査及び運営
- (3) 同事業に係る京都大学との連絡・調整，情報収集，手続処理・書類作成 など

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は，国内外の大学や研究機関，企業等，産学公が共同で事業化を目指す研究開発の推進等を行うため，京都大学が設置する「国際科学イノベーション拠点」に参画し，地元企業の参画や実証実験でのフィールド検討など，大学の研究現場に密着した活動を行うとともに，産学公連携による研究開発及びその成果の事業化促進等を行うものである。

本事業の実施に当たっては，当該拠点で取り込まれる医学・工学・薬学等の幅広い分野に関する知識が必要であることはもとより，本市産業振興行政に関する広範な知識のほか，市内の研究開発型企業や大学研究者とのネットワークを有し，そのネットワークを活用して，京都地域の医療産業の振興を図っていくことが求められる。

従って，本事業の委託業者の選定に当たっては，これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから，本事業についてはその性質が競争入札に適さず，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)ウ）に基づき，随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、ライフサイエンス、ソフトウェア技術、メカトロニクス技術のほか、情報技術、環境技術、ナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

同財団は、平成15年度から「京都バイオシティ構想」の推進に関する業務を受託し、関連事業の企画及び実施・運営や「京都バイオ産業技術フォーラム」の運営等に取り組んできた。平成16年度からは、国立研究開発法人科学技術振興機構の公募事業である地域結集型共同研究事業「ナノメディシン拠点形成の基盤技術開発」に中核機関（事務局）として参画してきた。また、平成22年度から実施した「医工薬産学公連携支援事業」や平成23年度から実施した「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、これまで、本市の重要施策に関与し、豊富な経験や技能等を有している。

産学公連携による研究開発及びその成果の事業化促進等を行う本事業は、これまで培われた市内の研究開発型企业や大学研究者とのネットワークを活用して、事業の遂行を行う必要があるとともに、ネットワークの活用によって効果的、効率的な事業の遂行が見込まれるものであり、本財団はこれらすべての条件を有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業は同財団のみが実施可能である。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
「ライフサイエンスベンチャー創出支援事業」に関する業務
- 2 担当所属名  
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区中堂寺南町134番地  
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）  
10,500,000円
- 7 契約内容
  - (1) ビジネスモデル構築のための講座等の開催
  - (2) 起業希望者への助言，市場性調査等の支援
  - (3) 「ライフサイエンスベンチャー創出支援事業」に係る関係機関との連絡調整，情報収集 など
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は，起業意欲を持つ若者等を対象に，ライフサイエンス分野におけるビジネスモデル構築に向けた実践的な支援を行うことで，ベンチャー企業の経営を担うことができる人材を育成し，大学等の技術シーズの事業化促進を図るものである。

本事業の実施に当たっては，ベンチャー企業の創業支援に関する知識・経験，先端医療・福祉・介護等のライフサイエンス分野の技術及びビジネスモデルの目利きに関する知識を併せ持つ必要があることはもとより，本市産業振興行政に関する広範な知識のほか，技術シーズを持つ大学研究者，市内の金融機関・投資家等との広いネットワークを有し，そのネットワークを活用して支援を行うことが求められる。

従って，本事業の委託業者の選定に当たっては，これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから，本事業についてはその性質が競争入札に適さず，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)ウ）に基づき，随意契約を締結するものである。



## 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、ライフサイエンス、ICT・ナノテクノロジーなど科学技術の振興事業、企業や大学、公的研究機関との産学公連携による新事業の創出、起業家・専門家人材育成等を行うことで、科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

同財団は、平成9年度から、ベンチャー企業の事業プランの事業性、技術・アイデアなどを評価・ランク認定するベンチャー企業目利き委員会を運営しており、平成11年度からは「京都市地域プラットフォーム事業」として、ベンチャー創業に係る講座の実施や創業準備スペースの運営を行ってきた。また、平成25年に開所された京都市成長産業創造センターの運営を担うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するクリエイション・コア京都御車や京大桂ベンチャープラザヘインキュベーション・マネージャーを派遣し、入居している中小・ベンチャー企業等の支援を行うなど、ベンチャー支援に関する豊富な経験や実績を有しており、こうした業務を進める中で培われた、ベンチャーキャピタルや銀行、企業家等とのネットワークも有している。さらに、平成22年度に開設した「京都市医工薬産学公連携支援オフィス」（平成27年度に「京都市ライフイノベーション創出支援センター」へ改称）の運営や、「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、大学研究者や市内中小・ベンチャー企業における研究開発の支援を行うことにより、ライフサイエンス分野における豊富な経験や知識、研究者等とのネットワークを有している。

ライフサイエンス分野におけるベンチャー創業の支援を行う本事業は、ベンチャー創業等に係る支援のノウハウを活用し、ライフサイエンス分野の産業振興の一環として事業の遂行を行う必要性があるとともに、ネットワークを活用することによって効果的かつ効率的な事業の遂行が見込まれるものであり、本財団はこれらの条件を有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業は同財団のみが実施可能である。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
「次世代医療 I C T 新事業創出推進事業」に関する業務
- 2 担当所属名  
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日  
平成 3 0 年 4 月 1 日
- 4 履行期間  
平成 3 0 年 4 月 1 日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区中堂寺南町 1 3 4 番地  
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）  
1 0, 0 0 0, 0 0 0 円
- 7 契約内容
  - (1) 次世代医療 I C T 分野における産学公連携に携わるコーディネータ等の配置
  - (2) 次世代医療 I C T 分野の事業化を推進する産学公連携コーディネーション活動の実施
  - (3) シンポジウムの企画及び運営
  - (4) ワーキンググループの企画及び運営
  - (5) 次世代医療 I C T 分野に係る情報発信 など
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、バイオ産業を大きな柱とする産業政策・都市戦略として策定した「京都バイオシティ構想」の成果及び「京都市ライフイノベーション推進戦略」の取組を継承し、京都地域における医療 I C T 分野における産業振興のため、参入を望む企業を支援する事業である。当市ではこれまで次世代医療 I C T 分野で日本をリードし「次世代医療基盤法」の整備にも深く関与している京都大学における健康・医療データ解析の研究開発を支援しており、京都大学等の研究者が有する知見を市内企業へ提供するとともに専門コーディネータによるハンズオン支援を行うことで、市内企業にビジネスチャンスをもたらし、事業拡大と雇用創出につなげることができる。

そのため本事業では京都大学医学部附属病院等有する知見と企業の有する技術シーズをコーディネートするとともに、「次世代医療基盤法」関連の最新情報や有益な情報を提供するシンポジウムやワーキンググループの運営等、産学公連携コーディネーション活動を展開する。

本事業の実施に当たっては、医学・工学・薬学の分野に関する広い知識および次世代医療 I C T 分野に関する知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の研究開発型企業や大学研究者とのネットワークを有し、そのネットワークを活用していくこと

が求められる。

従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)ウ）に基づき、随意契約を締結するものである。

## 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、公益財団法人京都高度技術研究所は、ソフトウェア技術、メカトロニクス技術のほか、ライフサイエンス、情報技術（ICT）、環境技術、ナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

同財団は、平成15年度から「京都バイオシティ構想」の推進に関する業務を受託し、関連事業の企画及び実施・運営や「京都バイオ産業技術フォーラム」の運営等に取り組んできた。平成16年度からは、国立研究開発法人科学技術振興機構の公募事業である地域結集型共同研究事業「ナノメディシン拠点形成の基盤技術開発」に中核機関（事務局）として参画してきた。また、平成22年度から実施した「医工薬産学公連携支援事業」や平成23年度から実施した「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、これまで、本市の重要施策に 関与し、豊富な経験や技能等を有している。

このため、同財団は本事業の実施にあたって求められる、ライフサイエンス関連産業に関する広い知識、本市産業振興行政に関する広範な知識、市内のライフサイエンス関連企業やライフサイエンス分野・情報技術（ICT）分野における大学研究者とのネットワーク及びそのネットワークを活用してライフサイエンス関連産業の振興を図るノウハウを有することのすべての条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業は同財団のみが実施可能である。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市グリーン産業振興ビジョン推進事業に係る業務委託
- 2 担当所属名  
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区中堂寺南町134番地  
公益財団法人京都高度技術研究所（以下「ASTEM」という。）
- 6 契約金額（税込み）  
7,553,000円
- 7 契約内容
  - (1) 京都グリーンケミカル・ネットワークの運営
  - (2) スマートシティ京都研究会の運営
  - (3) 本市への報告，相談等
  - (4) その他本事業推進に関し必要な事項

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、本市におけるグリーン（環境・エネルギー）産業の創出を図るため、平成26年5月に策定した「京都市グリーン産業振興ビジョン」に関し、京都の強みを最大限に生かし、「化学技術」領域における産学公連携による研究開発を強化し、環境及びエネルギー問題の解決に資するグリーン技術を確立し、その成果をもとに新事業創出を図ることを目的に設立した「京都グリーンケミカル・ネットワーク」（以下「KGC-net」という。）を運営するとともに、KGC-net会員企業の事業化支援を行うものである。

本業務の実施に当たっては、以下の能力が求められる。

- ①化学技術や本市産業振興行政等に関する広範な知識を有する。
- ②KGC-netの会員企業等や大学が持つ知的・技術的資源を適切にマッチングすることにより、着実にプロジェクト創出に結び付けていく。
- ③地域における環境・エネルギー分野の産学公連携についてのネットワークを活用し、主体間の調整を行う。

したがって、本業務は複数の条件を満たすことが必要であるものの、すべての条件を満たす者が1者に特定されるため、性質又は目的が競争入札に適さないことから、「地方自治法施行令」第167条の2第1項第2号及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2(1)ウの規定に基づき、随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

ASTEMは、ソフトウェア技術、メカトロニクス技術のほか、情報技術、環境技術、ライフサイエンス、ナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

平成14年度からは、知的クラスター創成事業を実施するとともに、平成20年度からは同事業第Ⅱ期中核機関として、環境・エネルギー分野におけるナノテクノロジーを題材とした、マッチングコーディネートや技術評価・販路開拓支援による新規プロジェクト創出、事業化、企業間ネットワーク構築に取り組んでおり、環境・エネルギー産業に関する広い知識、京都地域の関連企業とのネットワーク及び多くの大学研究者とのネットワークを有している。

さらに平成25年度からは、地域イノベーション戦略支援プログラムやスーパークラスタープログラムの中核機関等を担い、これまで数々の本市重要施策に関与し、豊富な経験、知識、技能、関係機関とのネットワーク等を有している。

このため、ASTEMは本市産業振興行政等に関する広範な知識を有するほか、地域における環境・エネルギー分野の産学公連携についてのネットワークを活用して、主体間の調整を行う能力を有するなど、本事業の実施に当たって求められるすべての条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であるため。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
地域産学官共同研究拠点事業（先端光加工プロジェクト）に関する業務について
- 2 担当所属名  
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市西京区御陵大原1-39  
次世代レーザープロセッシング技術研究組合
- 6 契約金額（税込み）  
33,700,000円
- 7 契約内容
  - (1) 貸与する物品の管理
  - (2) 機器を活用した共同研究の推進及び推進支援
  - (3) 機器の利用支援、高度研究・技術人材育成の実施
  - (4) 機器の利用促進のための広報活動
  - (5) 事業推進のための事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は複数の条件を満たすことが必要であるものの、すべての条件を満たす者が1者に特定されるため、性質又は目的が競争入札に適さないことから、「地方自治法施行令」第167条の2第1項第2号及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2(1)ウの規定に基づき、随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
次世代レーザープロセッシング技術研究組合は、京都大学大学院工学研究科平尾一之教授及び三浦清貴教授の発起により、パナソニック株式会社、浜松ホトニクス株式会社、日本電気硝子株式会社、日立造船株式会社が組合員となり設立された技術研究組合である。  
同組合は、様々な物質の物理的・化学的特性を物質の表面、内部を問わず三次元的に変化させることが可能な超短パルスレーザーによる物質加工技術を基盤として、国際競争力を有するハイスループット（大量処理）・超高速・高効率・低コストでの処理が可能な次世代レーザープロセッシング

技術の試験研究を実施することで、情報、環境、安全・安心、エネルギー等の広範な分野が抱える技術的諸問題に対応可能な基盤技術の構築を図ることを目的としている。

同組合では、「次世代レーザープロセッシング技術に関する試験研究」に関する技術開発において、各組合員の得意とする技術・ノウハウを持っており、それらを相互補完することによって、効率的かつ競争力を持った技術開発を可能としている。また、各組合員はそれぞれの技術において関連する市内企業群と連携している。

したがって、先端光加工技術に関する幅広く、専門的な知識を有することはもとより、市内外の加工関連企業や大学研究者とのネットワークを活用し、先端光加工技術及び先端光加工産業の振興を図るノウハウを有することから、同組合は、本事業の実施に当たって求められるすべての条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であるため、委託先として選定する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
地域科学技術実証拠点を活用した新事業創出推進業務の委託について
- 2 担当所属名  
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区松ヶ崎橋上町  
国立大学法人京都工芸繊維大学
- 6 契約金額（税込み）  
7,000,000円
- 7 契約内容
  - (1) 1週当たり4人・日以上に相当する人員を本件業務の実施に専従させること。
  - (2) 自ら企業、大学等を訪問しヒアリング等を積極的に行い、ニーズ・シーズ情報を収集すること。
  - (3) 新たな事業化プロジェクトを実現するため、企業間や大学とのマッチングなどを実施し、産学連携・産産連携による企業支援を産業支援機関とも連携して行うこと。
  - (4) 本市への報告、相談等
  - (5) 本市からの指示、要望等への対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市では、多数集積する大学、研究開発型企業、産業支援機関、インキュベーター施設等のポテンシャルを最大限活かした知のネットワークを構築し、オール京都体制によるグリーンイノベーションの創出を図るため、平成25年度から平成29年度まで「地域イノベーション戦略支援プログラム」に取り組んできた。この研究テーマの一つとして、京都工芸繊維大学では超スマート社会を支える新世代給配電システムに関する研究が進められてきたが、その成果の更なる発展と地域の中小企業の振興を図るための「地域科学技術実証拠点（以下、「拠点」という。）」が、平成30年度に同大学において開設される。

拠点の整備に当たっては、平成28年度に本市と京都工芸繊維大学が連名により文部科学省へ整備に要する費用の支援を申請し採択を得たものであり、本市としては申請に当たり、拠点を活用した市内中小企業等が新技術を開発し新事業を創出することによる地域経済の発展を目指すこととしている。

そのため、拠点を活用し、京都市域の電子部品・デバイス製造業をはじめとする中小企業の産学連携による産業振興を図るための取組として、拠点にコーディネータを配置し、企業間のマッチング等を行うことにより京都市域の中小企業の新たな事業化プロジェクトを創出し推進する「地域科学技術実証拠点を活用した新事業創出推進業務」を委託により実施する。



委託先については、京都工芸繊維大学とし、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務は、市内中小企業が京都工芸繊維大学の所有する拠点を活用すること、また拠点を活用する企業や大学をマッチングすることにより、新技術を開発し新事業を創出することを目的としているため、拠点における事業化プロジェクト参画企業が、拠点設備を優先利用し、さらに利用に際して大学からの指導及び支援を得ることができる必要がある。

このことから、本業務の委託先としては、拠点を所有するだけでなく、拠点設備優先利用の制度設計や利用指導及び指導の措置を実施できる京都工芸繊維大学以外にはないため。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市中央卸売市場第一市場 仮設鮮魚せり場鳥害調査対策業務
- 2 担当所属名  
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日  
平成30年9月28日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から平成30年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区上鳥羽山ノ本町40番地3  
株式会社橋本工業
- 6 契約金額（税込み）  
9,936,000円
- 7 契約内容  
水産棟仮設鮮魚のせり場について、鳥類が天井に設置された設備等に止まることによって生じる糞害を防止するために、防鳥ネットを設置する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、第一市場の鮮魚卸売業者が仮設鮮魚せり場で業務を行うにあたり、衛生面で問題が起きないようにせり場に防鳥ネットを張り、害鳥の糞害を防止することを目的としている。  
第一市場における防鳥ネットの設置実績があり、現在市場内で工事を行っている株式会社橋本工業に委託することで、本市場の特性に応じた防鳥ネットの設置方法のノウハウや仮設資材などの共用ができることから、時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結できるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由  
同社は、平成28年契約の中央スロープ棟改修工事において仮設鮮魚せり場周辺で一部防鳥ネットの設置を行い、さらに現在花屋町駐車場棟で防鳥ネット工事も行っている。同社は本業務場所について熟知し、本施設の状況を十分把握している。同社以外に参考見積もりを複数徴収したところ、いずれも同社の提示金額よりも2割以上割高な見積額であったため、同社を本業務の委託先として選定する。

## 11 その他